

内閣府、総務省、財務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第二号  
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
総理府、大蔵省、文部省、  
厚生省、農林水産省、通商産業省、  
運輸省、郵政省、労働省、  
建設省）令第一号）第三条第一項

及び第四条第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年七月  
内閣府、総務省、財  
文部科学省、厚生労働省、農  
経済産業省、国土交通省、環

務省、  
林水産省、告示第三号）の一部を次のように改正する。  
境省

令和元年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p style="text-align: right;">別表 「一〇七略」</p> <p>八 細分類二八四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導 体メモリメディア製造業、細分類二八三二―光ディスク・磁 気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路 実装基板製造業、細分類三〇一一―有線通信機械器具製造業 、細分類三〇一二―携帯電話機・PHS電話機製造業、細分 類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三一―電 子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類 三〇三二―パーソナルコンピュータ製造業、細分類三〇三三 ―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（ 有線放送電話業を除く）、細分類三七二二―長距離電気通信 業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―そ の他の固定電気通信業、細分類三七二一―移動電気通信業、 細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二 ―組み込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフト ウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分 類四〇一三―インターネット利用サポート業</p> <p>備考 「略」</p>
改正前	<p style="text-align: right;">別表 「一〇七略」 「新設」</p> <p>備考 「略」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (適用期日)

1 この告示は、令和元年八月一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う特定取得（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第三項に規定する特定取得をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行う特定取得については、なお従前の例による。